



Title	国際関係論における倫理：その系譜、理論的視角、問題群
Author(s)	池田, 丈佑
Citation	国際公共政策研究. 2006, 10(2), p. 59-75
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4685
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国際関係論における倫理

—その系譜、理論的視角、問題群*

Ethics in International Relations

—Traditions, Theoretical Perspectives, and Problematique—*

池田丈佑**

Josuke IKEDA **

Abstract

This paper aims to prepare a basic understanding about how International Relations has tackled ethical issues. Focusing particularly on traditions, theoretical perspectives, and current problematique, the paper attempts to present a rough sketch of both historical and ongoing academic projects of dealing with ethics and world politics.

Generally speaking, International Relations has long subordinated moral inquiry over scientific analysis. Nevertheless, International Political Theory, Global Ethics, and Critical Ethics, are currently gaining considerable attention. These approaches are dealing with three main issues, namely on the use of force, distributive justice, and the matter of environment and human actions. All of them are efforts to bring ethics back into the due position in the discipline.

キーワード：国際関係論における倫理；三つの理論視角（国際的政治理論；グローバル倫理；批判倫理）、三つの問題群（武力行使の問題；貧困と経済格差の問題；地球環境問題）

Keywords : Ethics in International Relations; Three theoretical perspectives (International Political Theory; Global Ethics; Critical Ethics); Three issues (use of force; distributive justice; environment)

* 本稿の作成に当たっては、星野俊也教授、ならびに神島裕子（日本学術振興会特別研究員・東京大学）、上野友也（日本学術振興会特別研究員・東北大学）両氏よりご指摘とご教示を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

序

今日の世界は、人道危機や世界的経済格差、地球環境の悪化など、深刻な問題を多く抱えている。その中にあって私たちは、国境を越えたところに住まう人びとの安全や暮らしぶりに対して、あるいは地球環境全体に対して、普段、直接的な利害や共感を余り持たないまま生きていることが多い。にもかかわらずそれらは、今日喫緊の課題として私たちの対応と解決とを求めている。このとき、解決の方向を指示す上で問われてくるのは、問題に対しての倫理的ともいえる姿勢である。つまり、現状がどうあるかではなく、将来の姿がいかにあるべきか、そしてそのために何をなすべきかである。

これまで、国際関係論のなかで、倫理に対する学問上の取り組みは十分なものとはいえないかった。勿論、国際関係において倫理的コミットメントがなかったわけではない。現実はむしろ逆であろう。にもかかわらず、国際関係は「あるべき」ものではなく「ある」ものとして長く科学的検討の対象とされてきた。しかし同時に、不十分ながらも、内外において倫理と国際関係とをつなぐ議論も存在してきた。そして1990年代以降、倫理的問題を扱う議論は、「ポスト実証主義」的国際関係理論の文脈で、これまでにない大きな高まりを見せていく。

本稿は、学問としての国際関係論が、世界のるべき姿やそこでなすべき行為を問うような問題へどう関与してきたのか、その取り組みを簡単に素描することを目的とする。まず、国際関係論が今日に至るまで続けてきた倫理的問題への取り組みを、一つの系譜として表すことを試みる。その上で、今日国際関係の文脈で議論してゆく際に有用なアプローチを三つに分けて提起する。そして最後に、特に分析が求められている今日の倫理的問題を三つ挙げて、それぞれを検討してみたい。

1. 国際関係論における倫理：その系譜と理論的視角

まず本節では、学問としての国際関係論が倫理的問題をどのように扱ってきたのかを概観する。第一項ではこの学問領域が成立した時期を含む20世紀初頭から1990年代までの動きをまとめ、第二項で、倫理的議論の際に現代国際関係論が取りうる三つの視角を提起する。

1-1. 国際関係論における倫理的議論の系譜

ユートピアン倫理とリアリスト倫理

定説として、学問としての国際関係論は1919年に英國で生まれたということになつてい

る。この時期を前後しつつも、1930年頃までの戦間期において最も影響力を持っていたのは、いわゆるユートピアン的立場に立つ国際関係論であった。主な論者はA.ジマーン、N.エンジェル、L.ウルフ、J.A.ホブソンなどである。ユートピアン倫理が持つ特徴は、第一次世界大戦の終結に伴う世界デザインのいくつか、たとえば、自由貿易、国際連盟、集団安全保障体制などに反映されている。

従来、こうしたユートピアン倫理は、大きく一つのまとまりをなすものとして理解されてきた。しかし近年、ユートピアン倫理を提唱した者にせよ、その背景にある思想にせよ、多岐にわたるということが明らかになってきている¹⁾。その上でユートピアン倫理には、大きく三つの思想的流れがあると考えられる。第一は自由主義的国際主義であり、第二は反帝国主義である。そして第三は、第二の流れを受けたフェビアン協会的社会主义である。ただそれぞれは必ずしも反目しあうものではなく、両立している場合もある。反帝国主義の立場にありながらも自由貿易の重要性を主張したホブソンがその例である。

1930年代以降、ユートピアン的な国際関係論は、勃興しつつあったリアリズムによって痛烈な批判を浴びることになる。そして、これに変わる形で登場するのがリアリスト倫理である。ここでまず押さえておかなければならないのは、リアリストはユートピアン倫理を厳しく糾弾しつつも、同時にモラリストであった点である。つまり、彼らが排撃した立場とは、現実の政治を直視しない浮き足立った倫理観であり、リアリストはそれに代わって、国際的な政治空間で通用できる別種の倫理の重要性を指摘したのである。従って、リアリスト的思考が直ぐに倫理的熟考を排除するものであるとする考えは適当ではない。

リアリスト倫理の中心に据えられるのは、「公的道徳 (public morality)」と呼びうるものである。この考えは、公的空間と私的空间とを分割した構図の上に成立している。その上で、「公的対私的」という構図は、政治的世界でもある公的空間がある種特別なものとする認識を前提としている。即ち、天下国家を統治する場というの是一般の人びとが暮らしている日常生活の世界（つまり、私的空间）とは別のものであり、そのため統治の場にはそれにふさわしい価値観が要る、と考えるのである。この見方に立った場合、政治を掌る仕事に就く者は専門的職業人となることが求められ、併せて特別の倫理が求められてくることになる。ここで登場するのが「公的道徳」であり、個人の間で通用する「私的道徳 (private morality)」とは区別される。

1) その代表的著作として、David Long and Peter Wilson, *Thinkers of Twenty Years' Crisis: Inter-War Idealism Reassessed* (Oxford: Oxford University Press, 1995). (宮本盛太郎、関静雄監訳『危機の20年と思想家たち』ミネルヴァ書房、2002年) またユートピアン倫理を唱えた個別の思想家に焦点をあてた数少ない日本語の研究として、川田侃『帝国主義と権力政治』(東京大学出版会、1963年) 及び、吉川宏『1930年代英國の平和論: レナード・ウルフと国際連盟体制』(北海道大学図書刊行会、1989年) がある。前者はホブソンとウルフ、後者はウルフにそれぞれ焦点を当てている。

さらにリアリスト倫理は、政治的世界たる公的空間と日常生活世界である私的空间という分け方に加えて、「安定した国内」と「アーネーイーな国際」という別の対立構図をも考慮する。このとき、「アーネーイーな国際」環境を闘争状態とみるか（ホップズ的）、あるいは社会形成の可能性とみるか（ロック的）という違いはさほど関係ない。国際環境には国内政治のような「リヴァイアサン」が存在しない、という一点で、国内と国際との間に明確な一線を引くことが、ここでは重要なである²⁾。そしてE.H.カーラーに従えば、国内と国際という二つの世界は異なる倫理を要求し、国家間で通用する倫理は個人間で通用するそれに優先する、という結論が導かれる³⁾。こうして、リアリスト的倫理においては、(a)政治的空間と日常生活の空間、(b)国際と国内、という二重の峻別が反映されることになる。

M.ワイトによる「三つのR」図式と三つの倫理観

第二次大戦後の国際関係論は、H.モーゲンソーによる著作に代表されるように、総じて「科学的」な研究を志向するようになった。その背景には実証主義の影響がある⁴⁾。H.ケルゼンの下で国際法を学んでいたモーゲンソーは、亡命後、主著『諸国間の政治』の冒頭で、国際関係論が「科学的な」学問である必要性を説いた⁵⁾。古典的リアリズムは科学的リアリズムへと変わり、学問としての国際関係論自体も、1950年代、M.カプランやJ.D.シンガーに代表される行動主義の洗礼を浴びることで一層科学的性格を高めることになった⁶⁾。結果として、20世紀後半の国際関係論において倫理を語るということは、それが価値判断を考慮に入れている以上科学的ではないというレッテルを貼られることになる⁷⁾。

しかしその中にあって、1960年代にM.ワイトが提出した「三つのR（現実主義的：Realist、合理主義的：Rationalist、革命主義的：Revolutionaryist）」図式は、今日に至る

-
- 2) こうした思考の典型が、M.ワイトによる国内と国際との峻別である。Martin Wight, 'Why Is There No International Theory?' in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.) *Diplomatic Investigations* (London: Allen and Unwin, 1966).
- 3) E.H.Carr, *The Twenty Years Crisis* (with a new introduction by Michael Cox), (London: Palgrave, 2001), Ch.9.
- 4) 実証主義については、富永健一『現代の社会学者：現代社会科学における実証主義と理念主義』（講談社学術文庫版、1993年）が、その歴史と特徴とをうまくまとめている。
- 5) Hans J. Morgenthau, *Politics Among Nations: The Struggle for Power and Peace* (現代平和研究会訳『国際政治：権力と平和』、福村出版、1986年), Ch.1.
- 6) そして、このような科学主義的国際関係論は、1960年代になって、伝統的国際関係論と第二の論争に入るわけである。Klaus Knorr and James Rosenau (eds.) *Contending Approaches to International Politics* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1969).
- 7) 規範理論を研究する国際関係論者の多くが、規範研究が重要視されなかった原因を、現実主義と並んで、実証主義の台頭に求めている。Chris Brown, *International Relations Theory: New Normative Approaches* (New York: Columbia University Press, 1992), Ch.1 and 4; Mervyn Frost, *Ethics in International Relations: A Constitutive Approach* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996), Ch.1 and 2.

まで主に英國において抜きん出た影響力を及ぼしてきた⁸⁾。それぞれの立場には代表的な思想家が控えており、それぞれはマキャヴェリ的、グロティウス的、カント的な視角として言い換えられている。そして、この「三つのR」という視角を通して倫理を眺めるとき、そこには「ユートピアン対リアリスト」とは大きく異なった構図が浮かび上がってくる。

最も特徴的のは、戦間期思想において「リアリスト」とされてきた倫理的立場が、ワイトの分類によって「合理主義的」立場へと移動してしまう点である。その上で、ワイトが「現実主義的」というとき、それは道徳色を抜かれてしまった姿勢、即ち脱道徳化（non-moral）された立場を意味することになる。

この背景には、戦間期思想においてなされていた「公的空間対私的空间」という構図が、「政治対倫理」という対立へと移行したという状況がある。前者の二分法が示していたのは、倫理には政治的世界の中で通用するものと日常生活の中で通じるものとがってそれらは分けられなければならない、ということであった。しかし、ともかくも政治は倫理的なものである、とする考えはまだ残っていた。それはむしろ、プラトンやアリストテレス以来一貫して支持されてきた見解であり、だからこそ、公的空間における倫理としての公的道徳も存在したのである。

これが、後者の示すような二分法へと移行すると、「公的空間と私的空间」という分け方以上に、「政治的と倫理的」という構図が台頭することになる。前者が古代ギリシアから一貫して支持されてきた図式であるとするなら、後者はマキャヴェリ以降広がりをみせてゆく分け方である。ここで重要なのが、「政治的」といったときの「政治」が倫理を排除してしまう点である。つまり政治の脱道徳化である⁹⁾。ここで、「政治」において必要となってくるのは最早道徳ではない。むしろ、政治的必要と成功に対して政治家が持つ野望とである。そして、ワイトも認めているように、脱道徳化された「政治」の領域は、結果的には反道徳的（immoral）立場につながる¹⁰⁾。

こうして、ワイトのもとで「脱道徳的・反道徳的な現実主義」が生まれてくるわけだが、その反対側では、「道徳的な革命主義」という極ができあがってくる。ワイトによる革命主義者という分類は、マルクス主義とカント倫理学とを同列のものとして扱っている点で特に問題のある議論であるが、彼は、この二つの思想が「革命主義者」という範疇の中で異なる倫理観となって表れることを指摘している。ひとつは、革命という目的に向かって個人間で

8) Martin Wight, *International Theory: Three Traditions* (Leicester: Leicester University Press and the Royal Institute of International Affairs, 1991).

9) *Ibid.*, p. 245.

10) *Ibid.*, p. 247.

通用する倫理がすべて吸収される全体主義的なものである¹¹⁾。いまひとつは、公的空間で通用する倫理とは私的空间で通用している倫理観と同じであり、後者の象徴である「愛」へと倫理は収斂するとする立場である¹²⁾。現実主義の立場は、「政治対倫理」という構図をとり、これで政治から道徳色を廃し、「公的空間（公的道徳）対私的空间（私的道徳）」という図式を斥けた。逆に革命主義者は、公的道徳を革命イデオロギーに転化させるか、あるいは私的道徳化してしまういずれかでもって、両者が対立する構造を打ち消そうとしたのである。

こうして出来上がる「脱道徳的・反道徳的現実主義」と「私的道徳の支配する革命主義」という二極の隙間を埋めるような形で、合理主義が存在することになる。合理主義が取る立場は、戦間期思想におけるリアリスト倫理とかなりな程度重なっている。つまり、古典的リアリストと英國学派とが持つ倫理観とは重なり合うということである¹³⁾。その要点とは、①公的空間における倫理と私的空间における倫理との峻別、そして、②前者の後者に対する優越、である。特にワイトが強調するのは、国家が国民から信託を受けた存在であるという点である。そこでは「愛」に象徴される私的道徳ではなく、「正義」に象徴される公的道徳が作用する。個人は「愛」のために自らを殉じることはできるが、国家は国民からの受託者である以上そうは行かない。彼は、私的道徳と公的道徳が、まさに「二重の基準」として並存することを指摘したのである¹⁴⁾。

加えてワイトは、現実政治の場における道徳的判断の重要性を指摘する。政治において判断を下さなければならない状況は、当然、個別具体的である。しかしそれらに共通するのは、いずれの状況も「現実的なものと望ましいものとの間での道徳的緊張¹⁵⁾」を抱えているという点である。その上で判断を下す際に求められる指針、それは「より少ない害悪（the lesser evil）¹⁶⁾」ということになる。その点で合理主義とは結果倫理でもある。

社会正義論の登場と規範理論の勃興

以上のような構図は、1960年代後半の政治的混乱とも相まって次第に変化していく。しかし同時に、学問的な影響として欠いてはならないのが、1971年、アメリカの政治学者

11) *Ibid.*, p. 252.

12) *Ibid.*, p. 255.

13) 実際、ワイトと、古典的リアリストであるG.ケナンによる倫理の議論は非常に似通っている。古典的リアリストであるA.ウォルファーズや、現代英國学派を代表するR.ジャクソンによる倫理の議論に關しても同様である。

George F. Kennan, 'Morality and Foreign Policy', *Foreign Affairs*, 64, 1985/86, pp.207-218; Arnold Wolfers 'Statesmanship and Moral Choice', in *Discord and Collaboration: Essays on International Politics* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1962); Robert Jackson, *The Global Covenant: Human Conduct in a World of States* (Oxford: Oxford University Press, 2000), Ch.10 をそれぞれ参照のこと。

14) Wight, *op.cit.*, p. 242.

15) *Ibid.*, p. 243.

16) *Id.*

J.ロールズが発表した『正義論』である。一時期は死んだとまでいわれてきた政治思想はここに来て息を吹き返し、ロールズの著作に対する活発な応酬を通して新たな方向性を形作ることとなった。特に注目すべきは、ロールズ以降の現代政治思想が、社会正義を中心的な学問上の探求に持ってきた点であろう。こうした背景のなか、1970年代の終わりから、社会正義論的立場に立った国際関係分析の幕が切って落とされることになる。

とはいっても、この試みは、当初から国際関係論者の手に委ねられたわけではなかった¹⁷⁾。国際関係論研究者が本格的に倫理的議論に参加を始めるのは、1990年を挟んだ時期である。この頃、理論的には北米を中心になされてきたインターパラダイム論争とは異なった理論的立場に立つ考えが登場し始める。今日、それらの立場はまとめて「ポスト実証主義（post-positivism）」と呼ばれているが、このポスト実証主義国際関係理論の一角として、倫理的議論を扱う「規範理論（normative theory）」が登場してきたのである。

それまでの議論の大部分が過去の政治思想から着想を得た議論であったのに比べ、規範理論は、次の三点においてそれまでにない独自性を發揮するに至った。第一は、「コスモポリタニズム／コミュニタリアニズム」という二分法に基づいた諸理論の分類である。もっとも、この試み自体は現代政治思想においてなされてきた試みをそのまま国際関係論に応用したものである。しかし第一の試みを専門的知識としているのは第二点目、即ち、哲学の知見をも広く積極的に導入したところにある。1990年代以降に公となった規範理論関連の諸著作は、ロールズをはじめ、H.G.ガダマー¹⁸⁾、J.ハーバーマス¹⁹⁾、R.ローティ²⁰⁾など、現代哲学を代表する論客に焦点をあてている。

加えて第三に、これまで主に戦争と平和の側面から議論がなされることが多かった倫理的議論の中に、貧困や経済格差、文化的多様性や地球環境といった多彩な問題群が取り込まれてきた点が注目される。経済格差や文化の問題は、かつてH.ブルが『アナーキカル・ソサ

17) はじめにこのような議論に着手したのは、政治思想家や学者たちであった。Charles Beitz, *Political Theory and International Relations*, Revised Edition, (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1979/1999); Thomas Pogge, *Realising Rawls* (Ithaca: Cornell University Press, 1989) を参照。なお、ベイツの著作が出た同じ年、国際関係論においては実証主義的国際関係理論の金字塔的著作といえるK.ウォルツの著書、*Theory of International Politics*が出版されている。

また、上記の流れに入らないものの、この1980年代に入って、国際関係論において倫理的議論を展開しようとする著作がいくつか始めたことにも注意しておきたい。Stanley Hoffmann, *Duties Beyond Borders: on the Limits and Possibilities of Ethical International Politics* (Syracuse, NY: Syracuse University Press, 1981); Terry Nardin, *Law, Morality and the Relation of States* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1983)。

18) Richard Shapcott, *Justice, Community, and Dialogue in International Relations* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001).

19) Andrew Linklater, *The Transformation of Political Community: Ethical Foundations of the Post-Westphalian Era* (Columbia: University of South Carolina Press, 1998).

20) Molly Cochran, *Normative Theory and International Relations* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000).

エティ』の出版以降関心を傾けていった「正義」に関わるものであり、国際関係論において注目されるべきものであった²¹⁾。とりわけ晩年の彼は、第三世界諸国による政治的影響力の高まりを「西洋に対する反逆 (the Revolt Against the West)」と捉え²²⁾、経済格差と文化の問題とをその中に位置づける試みを行った点で特徴的である。しかし彼の死後その流れは途絶えた。政治思想家は経済格差の問題に対し、ロールズ正義論を拡大する形で国際社会にあてはめようとした²³⁾ものの、国際関係論者は、むしろ従属論や世界システム論による説明を好んだ。90年代に入って、ようやくブルの試みは規範理論のなかへ引きがれたのである。

1-2. 現代国際関係論における三つの倫理的視角：国際的政治理論、グローバル倫理、批判倫理

さて、1990年代に登場した規範理論という立場は、今日、内容的にも方法的にも多彩な方向へと拡散する向きを示している。そこで本項ではこの広がりを、①国際的政治理論 (International Political Theory/Thought)、②グローバル倫理 (Global Ethics)、③批判倫理 (Critical Ethics²⁴⁾) という三つの視点に分類することで理解したい (次頁表を参照)。

国際的政治理論という言葉は、国際関係論研究者であるC. ブラウンが自著の中で命名したものであるが²⁵⁾、この言葉遣いには大きく三つの意味があると考えられる。第一は、倫理的議論の際に、主に政治思想の知見を参考にするという点である。第二は、国際的政治理論を、最終的には政治的空間における為政者の道徳として位置づけようとする点である。そして第三に、主権国家に代表される政治制度の役割を特に重視する点である。三つに貫しているのは、公的道徳の役割を強調する姿勢である。その点で国際的政治理論は、ワイトのいう合理主義に近いところで議論をしているといってよい。

国際的政治理論が政治思想を活かしながら議論を進めてゆくものであるのに対し、グローバル倫理は、倫理学とりわけ規範倫理学の諸理論を主たる土台にしようとする点で独自の立場を作りつつある。ここで考えられる具体的なアプローチとして、功利主義、権利論・潜在能力論、および義務論が考えられるが、他にも自然法思想やストア哲学などが含まれうる。

また、グローバル倫理が持つもう一つの特徴として、議論がコスモポリタン的である点が

21) Hedley Bull, 'Justice in International Relations' (The 1984 Hagey Lectures at the University of Waterloo, Ontario, Canada), in Kai Alderson and Andrew Hurrell (eds.), *Hedley Bull on International Society* (London: Macmillan, 1999).

22) この議論については、ブルによる The Hagey Lecture のほか、彼の論文 'The Revolt Against the West', in Hedley Bull and Adam Watson (eds.) *The Expansion of International Society* (Oxford: Oxford University Press, 1984) を参照。同書第III部にある諸論考は、いずれも非-西洋世界による西洋支配への挑戦を扱っている。

23) 注13に挙げたBeitzとPoggeの著作がこれにあたる。

24) この英語のみ、著者による造語である。

25) Chris Brown, *Sovereignty, Rights and Justice: International Political Theory Today* (Cambridge: Polity Press, 2002).

【表1. 倫理的議論をめぐる現代国際関係論の状況】

	国際的政治理論	グローバル倫理	批判倫理
理論的土台	政治思想 規範倫理学		現代批判哲学 (ポスト構造主義)
主な問題関心	全般		倫理が持つ「倫理性」 自体の問題
主たる論者	古典的リアリスト 英國学派	規範理論的国際関係 理論	ポスト構造主義国際 関係理論
主要な著作	注を参照 ²⁶⁾	注を参照 ²⁷⁾	注を参照 ²⁸⁾
倫理的議論の射程	コミュニタリアン的 コスモポリタン的	コスモポリタン的	コミュニタリアン的 コスモポリタン的
国家の役割	高い	低い	低い
メリット	国際的な政治空間における倫理を追究できる	国境や時代区分にとらわれない、高い普遍的倫理を追究できる	前二者が陥りがちな「倫理の暴力」を告発できる
デメリット	現実政治との妥協が常に求められ、限定的な倫理的指針しか提供できない	実際に政治や政策の場で使えるような倫理的指針を提供できない	分析の帰結として、「脱構築不可能な正義」に基づいた抵抗しか方途がない

挙げられる。主権国家の存在や公的道徳を重要視する国際的政治理論とは異なり、グローバル倫理はそうした要素をあたかもないかのように扱って議論する。この点こそが、グローバル倫理の持つ最大の強みであり、同時に最も深刻な弱点でもある。国境や時代区分にとらわれない形で普遍的に適用可能な道徳原則を立てることを特長とする反面、こうした原則は常に現実政治との対峙にさらされるわけである。国際的政治思想がワイトのいう合理主義的立場であるとするなら、このグローバル倫理は、彼が言う革命主義的立場、それも公的空間で通用する道徳を私的空間で通用する道徳へと一本化しようとする流れに近い。

さて、こうした二種類の視角とは根本的に立場を異とするのが最後に挙げる批判倫理であ

26) Robert Jackson, *The Global Covenant; idem, Classical and Modern Thought on International Relations* (New York: Palgrave Macmillan, 2005). Simon Caney, *Justice Beyond Borders* (Oxford: Oxford University Press, 2004); Edward Keene, *International Political Thought: a Historical Introduction* (Cambridge: Polity Press, 2005).

27) Charles Jones, *Global Justice: Defending Cosmopolitanism* (Oxford, Oxford University Press, 1999).

28) David Campbell and Michael Shapiro (eds.) *Moral Spaces: Rethinking Ethics and World Politics* (Minneapolis: The University of Minnesota Press, 1999).

る。批判倫理とは「倫理を批判する倫理」だということができるが、それは必ずしもメタ倫理学と同じものではない。後者が、「正しさ」の意味やその言葉の使い方などといった問題に取り組むのにたいして、前者は、「国際的政治理論やグローバル倫理が立てうる倫理原則のあり方自体、そもそも倫理的に見て正しいのか」という問い合わせから批判を加えようとするのである。こうした姿勢は、ポスト構造主義を背景としていることによる。特に、哲学者J.デリダが行った法の脱構築²⁹⁾からヒントを得ていることが多い。

こうして批判倫理は、今まで述べてきた倫理観、特にグローバル倫理に属する普遍的な倫理原則が、内部に暴力³⁰⁾的な契機を持っている事実を鋭く指摘する。即ち、ある倫理が原則として成り立つためには、はじめに倫理を倫理原則たらしめることができるだけの暴力が必要になるという点を告発するのである。これは倫理に対する根源的な批判であり、同時に批判倫理が持つ最大の理論的長所でもある。

その上で批判倫理は、現実には暴力を伴って成立する倫理原則に対し、これに抵抗することの重要性を説く。ここで抵抗のための具体的手段となるのが脱構築である。脱構築によって、あらゆる概念の中に潜んでいる暴力の契機を暴き出すこと、それが重要な作業となる。しかも、デリダによれば脱構築それ自身は脱構築不可能な「正義」として存在するという。こうして、脱構築を通じた正義の実現を行うことが、批判倫理においては求められることとなってくる。D.キャンベルとM.J.シャピロの表現を借りれば、一連の試みは、一方で原則として成立しようとする「倫理の理論」を廃しながら、他方で他者に対する「責任」を軸とした「倫理的関係」を追及しようとするものであるといってよい³¹⁾。しかしデリダの脱構築的正義の議論は、一方で脱構築以外に何らかの方途があるのかどうかという問い合わせに対して答えることがなく、他方で「脱構築不可能な正義」として、実は脱構築それ自身を絶対化しているのではないかという批判に対しては十分な反論ができていないという問題がある。

29) Jacque Derrida, 'Force of Law: The "Mystical Foundation of Authority"' (Translated by Mary Quaintance), in Drucilla Cornell, Michel Rosenfeld, and David Gray Carlson (eds.), *Deconstruction and the Possibility of Justice* (New York: Routledge, 1992), pp. 3-67. (堅田研一訳『法の力』、法政大学出版会、1999年)。ここでいう「法」とは、単に法的意味で用いられる「法」、「法律」といったものにはとどまらない。むしろ人を従わせるルールを持った規範一切が、このカテゴリーに入りうると解釈してよい。

30) ここでいう暴力が、物理的強制力を指すことは勿論である。しかしポスト構造主義者がより強調するのは、暴力イコール「原暴力 (archi-violence)」という図式である。原暴力の実体とは、西洋哲学の基本である形而上学の認識方法それ自体に求められる。つまり、自己 (私自身) が言葉 (logos) に基づいて外の世界を秩序 (logos) 付けるという活動である。私たちは未知なる状況にあるとき、それに何らかの名前をつけて、周りで起こっている出来事が何であるのかを整除だてて理解しようとする。ここで未知の対象に対して「名前をつける」という行為こそ、形而上学的に認識するために最初に行われる作業である。ポスト構造主義においては、この「名付け」こそが、原暴力であると考えるのである。

31) David Campbell and Michael J. Shapiro, 'Introduction: From Ethical Theory to Ethical Relations', in Campbell and Shapiro (eds.), *op.cit.*, p.x. なお、ここでの「責任」という表現は、哲学者E.レヴィナスやデリダがいうニュアンスを持っていることに、注意する必要がある。

2. 国際関係論における倫理的問題群

前節では、倫理的問題に対する学問的系譜と今日の状況とをみた。その上で問題となるのは、では取り組むべき問題は一体何かである。この問い合わせを受けて本節では、倫理的視点から熟考を要する問題を三つ紹介する。それぞれは、①本来禁じられている武力行使の正当化を考える点で、また②地理的制約や③世代、さらには種としての人間さえも超えて、倫理的議論を拡大させてゆこうとする点で、それぞれ特徴的である。

2-1. 武力行使に伴う正当性の問題

国際関係や世界政治において、武力を用いることは許されるのか。もしそうであれば、いかなる場合に正当化されるのか。戦争の問題に代表されるように、この問い合わせは、国際法における最も根本的なものであった。実際、グロティウスが『戦争と平和の法』において真正面から取り組んだのはこの問題であったし、それ以降20世紀に至るまで国際法学者が格闘してきたものとは、結局戦争と平和にまつわる事柄であった³²⁾。20世紀に入り戦争が違法化される流れの中にあってさえ、国連憲章に定める二つの例外—第VII章に定める強制措置及び自衛権の発動—との関連で、武力行使についての問題は常に最大の関心事であった。

しかし、武力行使の正当性如何を問うことは、法的議論にとどまらず倫理的な考察にもそぐうものである³³⁾。前者においてこの問題が、グロティウスから続く伝統の上にあるものだとするならば、後者においてそれは、トマス・アクィナスから続く理論の流れを持っているといってよい³⁴⁾。本来、正戦論問題の中核にあったものとは、「汝殺すなれ」という神の法に縛られているキリスト者が武器を取って戦うという状況は果たして正当化できるのか、という問い合わせであった。トマスはこれを取り上げて、特定の条件を満たすのであれば、その戦いは正当化され、神に祝福されると論じたのである³⁵⁾。

翻って今日、私たちは、戦争が違法化された世界に住んでいる。従って戦争自身に関してそれが正しいか否かという議論は、国際法の観点では決着済みのはずである。にもかかわらず、武力の行使それ自身を正当化する問題が完全に解決したわけではない。その理由のひとつは、国際関係論における世界が、最後の最後で国益をめぐるパワーポリティクスへと還元

32) ここを明快にまとめたものとして、田畠茂二郎『国際法・第二版』(岩波書店、1966年)、第一章がある。

33) 正戦に関する代表的な倫理的議論として、Marshall Cohen, Thomas Nagel, and Thomas Scanlon (eds.), *War and Moral Responsibility* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1974) 所収の各論考、及びMichael Walzer, *Just and Unjust Wars*, Third Edition (New York: Basic Books, 2000).

34) トマスと正戦論とに関連する論考として、沢田和夫「トマス・アクィナスの正戦論と近代自然法の伝統」『トマス・アクィナス研究』(南窓社、1969年)を参照。

35) トマス・アクィナス『神学大全』より、第II-2部・第40問題「戦争について」(大鹿一正監訳、大森正樹訳、創文社、1997年)、同・第64問題「殺人について」(稻垣良典訳、創文社、1985年)。

されうる可能性を捨て切れていないところにある。しかし今日、それと並んで重要となってきたのが、紛争や武力行使がそれまで私たちが考えてきたものと次第に異なるかたちを取るようになってきたという指摘である³⁶⁾。特に次の二点について指摘しておこう。

ひとつは、国境を越えた介入行為が正当化されるかという問題である。この問いは今日、いわゆる人道的介入（人道的干渉）として、法的には勿論倫理的な議論がなされている領域である。正しい介入の如何を問う議論は、それが武力を伴ってなされるという形を多くとるがために、法的にも倫理的にも議論は同じような進み方をする。実際グロティウスも、「他者のために行われる戦争」の正当性如何について議論している³⁷⁾。しかし、正しい介入の問題が、正しい戦争を問う議論と比べて一点だけ異なるのは、後者が専ら武力行使禁止原則に違反する状況を正当化しようとするものであるのに対して、前者は武力行使禁止に加えて国内事項不干渉の原則にも反する行動の正当化を試みようとする点である。今日、人道的介入に関する倫理的議論は、こうした点を踏まえながら次第に整備されつつある³⁸⁾。

もう一つは、テロリズムは正当化されうるかという問題である。この、一見是非を問う必要がないようにみえるものに関して、倫理的な議論はなされてきた³⁹⁾。しかし論じてゆくにあたって明らかにしておかなければならないのは、テロリズムの本質をどのような点に求めるかという問い合わせである。倫理的な議論を可能にするようなテロリズムというのは、頭に「政治的」という形容詞が付く。植民地国や独裁政権による圧制から特定の地域や国全体を解放するために、当該国家の政治的指導者を暗殺するというような場合がこの政治的テロリズムの典型なのである。ところが今日私たちの住まう世界で起こるテロリズムは、もはやそうした限定的な被害と影響を持つものではない。むしろ、無差別に民間人を殺傷することが、現代のテロリズムの持つ中心的な特徴となっている。四半世紀以上前、倫理学者M.ウォルツァーは、テロリズムが持つこの無差別殺傷性ゆえに、この行為が倫理的に不正であるという議論を展開した⁴⁰⁾。それは、たとえ行為自体が、何らかの政治的目的や抑圧からの解放の意図を持っていても、である⁴¹⁾。確かに、「テロとの戦い」や「自由の戦士」という見方は安直であろう。毎日のように起こる市民を巻き添えにした爆発事件の背後には、そうした捉え方を拒む複雑な状況が存在している。にもかかわらず、ウォルツァーによる行為の非倫理

36) この点に関しては、Mary Kaldor, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era* (Cambridge: Polity Press, 1998) 参照。

37) フーゴー・グロティウス（一又正雄訳）『戦争と平和の法（日本語版・第二巻）』（酒井書店、1950年）、第25章。

38) その典型として、The International Commission of Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility To Protect* (Ottawa: International Development Research Centre, 2001)。

39) たとえば、Andrew Valls, 'Can Terrorism be Justified?', in Andrew Valls (Ed.) *Ethics in International Affairs: Theories and Cases* (London, MD: Rowman and Littlefield, 2000).

40) Walzer, *op.cit.*, Ch.12.

41) *Ibid.*, pp. 204-206.

性の主張自体に、疑いの余地は余りないものと思われる。

2-2. 貧困と経済格差をめぐる問題：倫理的議論の地理的拡大

今日、「南」に属する開発途上国が抱える貧困の問題はこれまで以上に深刻である。具体的な数字で見てみよう。国連開発計画（UNDP）が発表している人間開発指数（HDI）の最下位10カ国はすべてアフリカにある。サブ・サハラにあるアフリカ諸国でのHIV感染者は約2600万人で、うち320万人は子どもである。2004年からの一年間に、この地域では新たに240万人がHIVによって死亡した。また、最貧国（the Least Developed Countries）の平均識字率は45%、国民一人当たりの平均所得は1328ドルである⁴²⁾。

貧困に対してどう取り組み、いかに経済的不均衡を改善すべきか、という問題は、当初、飢餓に対する救援を問う形で提示された。著名なものとして、先進国の人々が享受する生活レベルの低下をも含めたラディカルな議論と指針を功利主義の視点から展開したP.シンガーの論考⁴³⁾、そして、カント倫理学を徹底して応用する形で飢餓への支援が必要であることを義務論的に導いてきたO.オニール⁴⁴⁾の論考が挙げられる。前者は、1971年に東ベンガル地方を襲った大飢饉が、後者は1980年代前半にエチオピアを中心に猛威を振るった飢餓が、それぞれ背景として存在している。こうした文脈とはやや離れながらも同時代の議論として注目されているのが、「生存の権利（subsistence rights）」という概念を提唱して、権利論の立場から貧困を解消する必要性を説いたH.シュエの著作である⁴⁵⁾。

以上の三つは、現代規範倫理学の代表的な流れ（功利主義、権利論、義務論）を踏まえた先行研究であり、理論的に高い説得力を持つものである。ここで注目すべきなのは、こうした諸研究が、国境を越える倫理の可能性を強く示唆しているところにある。倫理的議論やそれに基づいた方策がどの範囲にまで及ぶかという地理的距離の問題に関しては、その世界的な拡大を支持するコスモポリタニズム＝グローバル倫理的研究が全般的に優位に立ってはいる⁴⁶⁾。しかし国家との兼ね合いで考えるのであれば、他国を見知らぬ人間にではなく、まず

42) HDI指数、および最貧国諸国の平均識字率、国民一人当たりの平均所得はUNDP, *Human Development Report 2005*に、またHIV感染者数の数字はUNAIDSとWHOによるAIDS Epidemic Update: Special Report on HIV Prevention, UN Doc., UNAIDS/05.19E, December 2005によった。

43) Peter Singer, 'Famine, Affluence, and Morality', in William Aiken and Hugh LaFollette (eds.), *World Hunger and Morality*, Second Edition (Upper Saddle River, NJ: Pearson Education, 1996). なお、シンガーライブは1972年の初出である。

44) Onora O'Neill, *Faces of Hunger: An Essay on Poverty, Justice and Development* (London: Allen and Unwin, 1986).

45) Henry Shue, *Basic Rights: Subsistence, Affluence and U.S. Foreign Policy*, Second Edition (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1996).

46) この地理的問題について真正面から扱った最近の研究として、Deen K. Chatterjee (ed.) *The Ethics of Assistance: Morality and Distant Needy* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004) がある。また、地理に関わらず、「距離」の問題を扱った邦語研究として、上野友也「人道主義の思想と実践における人間相互のディスタンス」『人道支援と平和構築（平和研究第30号）』、2005年を挙げておく。

自国民に対して救いの手を差し伸べるべきではないかという議論は当然存在する⁴⁷⁾。そして、両者の側の議論に決着が着いたとは今日においてもいい難い。

さらに、貧困や経済格差を扱った倫理的議論には、長い間大きな問題が存在してきた。それは、いずれの研究にせよ、理論的に高い説得力を持つつも、実効性の高い処方箋が描ききれていないという点であった。確かに、シンガーやオニールらの研究以外に、実効力のある具体的な方策を模索してきた議論は存在する。世界的な金融取引に際して課税を加え、その税金を経済格差の是正に充てようとするトービン税の構想は未だに強い影響を及ぼしている。また最近では、天然資源の使用や販売に際して、各国は自由にそれを行うのではなく、そのうちのいくらかを貧しい人びとへの「配当」として割り当てるべきとする倫理学者T. ポッゲの議論も有力である⁴⁸⁾。しかし、そのような手立てが現実に実行できるのか、またどういった形で進められればよいのか、という点については今一步の感が拭えないままであり、他の研究者からの批判⁴⁹⁾にも十分答えているとはいえない状況である。

2-3. 地球環境問題：倫理的議論の時間的・生物種的拡大

20世紀後半の世界が直面した倫理的問題のなかでとりわけ特徴的であったのは、それらが地理的距離は勿論、世代や生物種間の距離をも問わない極めて大きな広がりを持ちうるものであった点である。当初からそうした問題として真剣な考慮が払われたのは、核拡散と冷戦の激化に伴う全面核戦争後の地球に関してであった。これに加えて、1970年以降、地球環境の激変に伴い、人間活動の再考が本格的に促されるようになる。空間的にも時間的にも非常に大きな射程を持つ両問題であるが、前者は人間の意識的な施策如何によって（たとえば軍縮や核拡散といったようなもの）問題が改善され、あるいは悪化しうるのに対し、後者は人間がこれまで通常営んできた生活ゆえに引き起こされ、反面解決のためには人間活動そのものに対して抜本的ともいえる変革を求めるようとする点で異なりがある。

こうした特徴を持つ地球環境問題は、その対象が人間をはじめ全生物の住まう地球そのものに関わっている以上、問題の内容も極めて多岐にわたる。この点に関しての詳細な分析は地球環境学がもたらす知見に席を譲るとして、本稿では倫理的視点から考えられる議論を大きく二つだけとりあげておきたい。

47) その主要な研究として、David Miller, *On Nationality* (Oxford: Clarendon Press, 1995).

48) Thomas Pogge, *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, (Cambridge: Polity Press, 2002), Ch.8.

49) 有名なものとして、Brian Barry, 'International Society From a Cosmopolitan Perspective', in David R. Mapel and Terry Nardin (eds.), *International Society: Diverse Ethical Perspectives*, (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1998).

第一に、地球環境と正義との関係が問題となる⁵⁰⁾。通常、私たちは、地球環境を保全することは正しいと考え、双方の概念は両立するとみなしがちである。しかしA.ドブソンは、両者の関係には両立以上に対立する側面がある点を鋭く指摘する⁵¹⁾。環境の持続性(environmental sustainability)は、配分的正義の問題と衝突する可能性があるのである。配分的正義の議論を下敷きにして貧困を解消しようとする試みが、逆に地球環境に悪影響を及ぼしうる場合などは典型例であろう。

しかし他方で、保全された環境を将来の世代へと引き渡すことは、正義に属する事柄として尚も存在できる。世代と世代との間に正義(inter-generational justice)は存在するかという問いは、興味深いものでありながらこれまで十分な議論がされてきたとはいい難い。確かにロールズは『正義論』のなかで、世代間正義の問題を扱ってはいる⁵²⁾。しかし彼の議論は意識的に地球環境を念頭に置いたものとはいいがたく、また仮にそうであるとしても、後述する「人間中心的自然観」に立った議論である。むしろ、先にあげたドブソンや、政治学者B.バリーらによってなされた近年の研究⁵³⁾の方が、本格的にこの問題を扱った数少ない成果として挙げられるだろう。

第二に、これに加えて、私たちが持っている自然観や、地球環境問題をめぐる倫理観自体が問題となる。一般に、20世紀中葉まで人間が持っていた自然観というものは「人間中心的(anthropocentric)」であるとされてきた。即ち自然と人間とを二分し、その上で、人間にとて自然是所与のものであり、資源であり、改変を加えて管理する対象であるとする考え方である⁵⁴⁾。しかしこのような考えは次第に変貌してゆく。ここで重要なのは、人間中心的とされた自然観の変化が、二つの倫理的認識の変化を伴った点である。まず、地球環境をめぐる倫理的議論の範囲を拡大してゆこうとする動きがあった。当初人間中心であった議論が、動物へ、生物(bio-centrism)へ、そして最終的には山や川、海などを含めた全生態系や地球そのものへ(eco-centrism)と広がっていったのである⁵⁵⁾。これは、先の貧困の

50) 地球環境を正義の問題として取り扱った著作として、Andrew Dobson, *Justice and the Environment* (Oxford: Oxford University Press, 1998); Nicholas Low and Brenden Gleeson, *Justice, Society and Nature: an Exploration of Political Ecology* (London: Routledge, 1998) がある。

51) Dobson, *op.cit.*

52) John Rawls, *A Theory of Justice*, Revised Edition (Oxford: Oxford University Press, 1999), Section 44.

53) Andrew Dobson (ed.), *Fairness and Futurity: Essays on Environmental Sustainability and Social Justice* (Oxford: Oxford University Press, 1999) 所収の各論稿を参照。

54) 人間中心的自然観に関する概観は、Alexander Gillespie, *International Environmental Law, Policy and Ethics* (Oxford: Oxford University Press, 1997), Ch.1 及び、Christine E. Gudorf and James E. Hutchingson, *Boundaries: A Casebook in Environmental Ethics* (Washington D.C.: Georgetown University Press, 2003), Ch.1 によった。

55) Gudorf and Hutchingson, *op.cit.* ここで二人は、こうした倫理観の拡大について、人間中心的環境倫理: J.パスモア、動物への拡大: P.シンガーとT.レーガン、生物への拡大: P.ティラー、生態系への拡大: A.レオポルドとJ.B.カリコット、と、それぞれに対応する環境思想家を挙げて論じている。

問題に代表される地理的拡大というよりは、むしろ種の拡大といった方が適切であろう。そして次に、自然界における人間の位置の相対的低下（あるいは動物、生物、生態系といった人間以外の種や地球環境自体の位置の相対的上昇）という動きが存在した。自然において最高位に君臨してるとされた人間は、「人間中心的」自然観・倫理観の変化に伴い、まず動植物と同じものとなり、やがて人間が生態系に従属する存在として捉えられるようになったのである。

小括

本稿は、現代世界政治で起こりうる問題、なかでも倫理的姿勢を問うような諸問題に対する国際関係論からの応答を、その理論的系譜と問題群とから素描した。もとより本稿で挙げた事柄は更に深い検討を今後必要とする。まず理論的には、今回提示した「国際的政治理論－グローバル倫理－批判倫理」という図式がどこまで妥当であるのかを考える必要があるだろう。一方でワイトが掲げた「三つのR」図式による倫理の説明は、いまだに高い説得力を誇っている。他方でD.メイペルとT.ナーディンの編集による著作は11の伝統として国際関係における倫理を提示している⁵⁶⁾。今後、このような議論と比較をしてゆきながら本論の修正を図ることが求められる。また本稿は、現実に起こる問題群に関して、紙幅の都合上、考えられる他の問題をいくつか割愛した。たとえば、「世界的に起こっている反グローバリゼーション運動は批判倫理と関連があるのか」、「国際的政治理論やグローバル倫理は文化的多様性やジェンダーをめぐる問題に対していくなる影響を及ぼしうるか」、「倫理原則はそもそも本当に倫理的であるのか」といったものである。とりわけ後二者は、個別具体的なイシューを横断する形で考えてゆかなければならぬ重要な問題であろう。

本稿で挙げてきた諸問題は、いずれも、「リアリズム－リベラリズム－コンストラクティヴィズム」というような紋切り型の理論枠組みでは十分な説明も理解もできないものばかりである。そのため、扱うべき問題の広がりに応じた理論的拡充は必須となるであろう。それは、政治思想や哲学、倫理学の知見を積極的に摂取する形でなされることもあるし、あるいは英國学派のような「伝統的」国際関係理論を発展させてゆく形で進められてゆくことも考えられる。確かに、こうした倫理的議論が現実の国際関係を完全に把握することができないのは明らかである。リアリズムやコンストラクティヴィズムなどによって解明される世界政治の問題は、倫理的なものと同様に存在しているからである。しかし今求められているの

56) Terry Nardin and David R. Mapel (eds.) *Traditions of International Ethics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992).

は、実証主義の台頭によって一度は切り離されてしまった、世界政治や国際関係における「あるべき姿」に関わる理論と「ある姿」に関わる理論との間に、再び豊かなつながりを回復することである。そのためには、これまであまり正面から捉えられてこなかった前者の議論を盛り上げてゆくことが、必要になってくるのではないだろうか。本稿は、そのために必要であろう一見取り図の作成を試みたのである。